

3-2 平成37年（2025年）を見据えた社会の動き

(1) 高齢社会対策大綱

高齢社会対策大綱は、高齢化の急速な進展に適切に対処するための対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とした高齢社会対策基本法の規定に基づいて、国が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針として定めたものです。大綱は原則5年に1度見直され、平成30年2月に新たな大綱が閣議決定されました。

高齢社会対策大綱では、高齢社会対策基本法で掲げる次のような社会が構築されることを基本理念としています。

- ・ 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- ・ 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- ・ 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

また、これらの基本理念を実現するため「(1)年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指す。」「(2)地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る。」「(3)技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する。」といった、3つの基本的考え方に基づいて高齢社会対策を推進することとしています。

さらに、基本的考え方を踏まえ、6つの分野別の基本的施策に関する中期にわたる指針が定められています。

①就業・所得

- エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備
- 公的年金制度の安定的運営 ○資産形成等の支援

②健康・福祉

- 健康づくりの総合的推進
- 介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現）
- 認知症高齢者支援施策の推進
- 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進
- 持続可能な介護保険制度の運営
- 持続可能な高齢者医療制度の運営
- 人生の最終段階における医療の在り方

③学習・社会参加

- 学習活動の促進 ○社会参加活動の促進

④生活環境

- 豊かで安定した住生活の確保
- 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護
- 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進
- 成年後見制度の利用促進

⑤研究開発・国際社会への貢献等

- 先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化
- 研究開発等の推進と基盤整備
- 諸外国との知見や課題の共有

⑥全ての世代の活躍推進

(2) 一億総活躍社会の実現に向けて

平成28年5月の一億総活躍国民会議（第8回）で取りまとめられた「ニッポン一億総活躍プラン」（同年6月2日閣議決定）において、高齢者の就労促進や、子育てを家族で支える三世同居・近居しやすい環境づくりのほか、「介護離職ゼロ」に向けて、介護の受け皿整備に加え、介護の仕事の魅力を向上し、介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として25万人の介護人材の確保に総合的に取り組むなど介護の環境整備を行うこと、また健康寿命の延伸と介護負担の軽減、障害者・難病患者・がん患者等の活躍支援、地域共生社会の実現について取り組むこととされました。

(3) 地域包括ケアシステムの強化に向けて

平成29年5月26日に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするため、次のような考え方が示されています。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）
 - ・ 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
 - ・ 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
 - ・ 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）
 - ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
 - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

II 介護保険制度の持続可能性の確保

- 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする（介護保険法）
- 5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）
 - ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする